

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成30年度
計画主体	佐呂間町

佐呂間町鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉	
担当部署名	佐呂間町農務課
所在地	常呂郡佐呂間町字永代町3番地の1
電話番号	01587-2-1209
FAX番号	01587-2-3368
メールアドレス	noumu@town.saroma.hokkaido.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対 象 鳥 獣	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、タヌキ、カラス類（ハシボソガラス、ハシブトガラス）、ハト類（ドバト、キジバト）、アライグマ
計 画 期 間	平成31年度～平成33年度
対 象 地 域	佐呂間町

2. 鳥獣による農業水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(平成29年度)

鳥 獣 の 種 類	被 害 の 現 状		
	品 目	被 害 数 値	
		面積	金額
エゾシカ ヒグマ キツネ	小 麦	10.0 ha	7,317 千円
	ビ ー ト	8.2 ha	6,352 千円
	南 瓜	0.2 ha	211 千円
	そ ば	3.5 ha	2,297 千円
	豆 類	8.0 ha	877 千円
	デントコーン	0.5 ha	159 千円
	牧 草	0.5 ha	225 千円
鳥 類 (カラス類・ハト類)	キャベツ	0.1 ha	293 千円
	デントコーン(スタック)	1.0 ha	590 千円

(2) 被害の傾向

全般	農作物の被害は、播種時期から収穫期まで佐呂間町全域に発生している。
エゾシカ	農作物全般に被害が発生しているが、近年では、飼料作物にも多大な被害を与えている。電牧等の被害防止策を講じていない畑に被害が出ている。
ヒグマ	山林に隣接した小麦、ビート、デントコーン畑に被害が発生している。
キツネ	農作物の被害、畜舎内での被害も出ている。住宅地にも出没してきている。
カラス類	播種期の農作物の被害のほか、近年は畜舎内の飼料、牛にも被害がでている。
ハト類	農作物の被害、畜舎内の飼料の被害のほか、畜舎、農機具庫内での糞による被害も発生している。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値 (平成29年度)		目標値 (平成33年度)	
	面積	金額	面積	金額
エゾシカ キツネ ヒグマ カラス類 ハト類	32.0 ha	18,321 千円	22.4 ha	12,825 千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	地元猟友会の協力を得て、銃器及び箱わな、くくりわな設置による捕獲を実施している。	猟友会会員の高齢化及び会員数の減少による人材不足。時間や場所によって、銃器の使用が不可能な時の対処。
防護柵の設置等に関する取組	各農家が電牧設置により農地への侵入を防いでいる。	電牧未設置の農地への被害が増加している。

(5) 今後の取組方針

現在行なっている被害防止対策を引き続き行なうため、新たな猟友会会員の人材を育成し、捕獲体制の強化を図り被害の減少を図る。
また、各関係機関協力連携をし、捕獲、被害防止の充実強化も図って行く。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

北海道猟友会遠軽支部佐呂間部会、若佐部会の協力を得て、従来より行なっている銃器及び箱わな設置による捕獲を実施して行く。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対 象 鳥 獣	取 組 内 容
31年度	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、カラス類、ハト類、タヌキ、アライグマ	・箱わなの設置 ・猟友会に対し捕獲に係る報償費の交付 ・猟友会会員の人材育成に要する経費の助成
32年度	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、カラス類、ハト類、タヌキ、アライグマ	・箱わなの設置 ・猟友会に対し捕獲に係る報償費の交付 ・猟友会会員の人材育成に要する経費の助成
33年度	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、カラス類、ハト類、タヌキ、アライグマ	・箱わなの設置 ・猟友会に対し捕獲に係る報償費の交付 ・猟友会会員の人材育成に要する経費の助成

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

北海道鳥獣保護管理事業計画を踏まえて捕獲実績、及び被害状況等を参考に捕獲数を設定する。

対 象 鳥 獣	捕 獲 計 画 数 等		
	31年度	32年度	33年度
エゾシカ	250	250	250
ヒグマ	3	3	3
キツネ	50	50	50
タヌキ	10	10	10
アライグマ	1	1	1
カラス類	100	100	100
ハト類	50	50	50

捕獲等の取組内容

対象鳥獣の被害状況に応じて銃器及び箱わなの設置による捕獲方法や捕獲場所を検討し、最も効果が期待できる方法で実施する。

(4) 許可権限委譲事項

対 象 地 域	対 象 鳥 獣

4. 防護柵の設置その他対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	31年度	32年度	33年度

(2) その他被害防止に関する取組

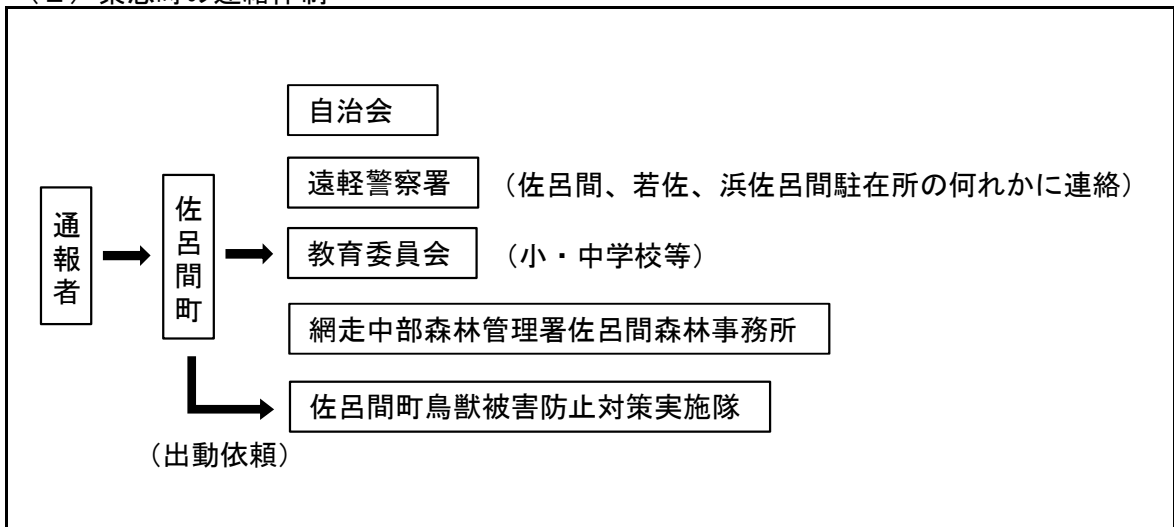
年度	対象鳥獣	取組内容
31年度	エゾシカ、ヒグマ	・各農家による電牧の設置、維持管理 ・電牧購入経費に助成
32年度	エゾシカ、ヒグマ	・各農家による電牧の設置、維持管理 ・電牧購入経費に助成
33年度	エゾシカ、ヒグマ	・各農家による電牧の設置、維持管理 ・電牧購入経費に助成

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
佐呂間町	関係機関との連絡調整、捕獲指示、住民への注意喚起
佐呂間町鳥獣被害防止対策実施隊 (猟友会)	安全確保のための巡回、駆除
遠軽警察署(佐呂間駐在所、若佐駐在所、 浜佐呂間駐在所)	住民への注意喚起、安全確保
北海道オホーツク総合振興局	関係機関との連絡調整、鳥獣被害防止に関する指導・助言

(2) 緊急時の連絡体制



(2) 関係機関に関する事項

関係機関等の名称	役割
佐呂間漁業協同組合	被害状況の把握

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲鳥獣の処理は、本町一般廃棄物最終処分場において埋設により処理している。
ヒグマについては、北海道環境科学研究センターへ内臓等の試料の提供を行なう。

7. 捕獲等した対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

エゾシカについては、今後、食肉資源として検討して行く。その際には、北海道で作成した「エゾシカ衛生処理マニュアル」に基づき実施する。

8. 被害防止施策の実施体制に関し必要な事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	佐呂間町鳥獣被害防止対策協議会
関係機関等の名称	役割
佐呂間町	協議会の運営、有害鳥獣捕獲の指示等、箱わなの設置、被害状況の把握
佐呂間町農業協同組合	協議会の運営、被害防止策の実施、被害状況の把握
佐呂間町森林組合	協議会の運営、被害防止策の実施、被害状況の把握
北海道猟友会遠軽支部佐呂間部会、若佐部会	協議会の運営、銃器、箱わな等による捕獲の実施

(2) 関係機関に関する事項

関係機関等の名称	役割
佐呂間漁業協同組合	被害状況の把握

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

北海道猟友会遠軽支部佐呂間部会、若佐部会で編成、有害鳥獣の駆除を実施
「佐呂間町鳥獣被害防止対策実施隊設置規則」別紙のとおり

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--

佐呂間町鳥獣被害防止対策実施隊設置規則

(設置)

第1条 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律134号）第9条の規程に基づき、鳥獣による農林漁業の被害防止のため、佐呂間町鳥獣被害防止対策実施隊（以下「実施隊」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 実施隊は、鳥獣の捕獲及び保護並びにその他の鳥獣被害防止対策を行う。

(組織)

第3条 実施隊は佐呂間町鳥獣被害防止計画に基づく被害防止対策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者のうちから、町長が委嘱する者（以下「実施隊員」という。）をもって充てる。

2 実施隊員の任期は、2年とし再任を妨げない。

(出動)

第4条 実施隊員は、町長の命令により出動する。

(出動区域)

第5条 実施隊員の出動する区域は、佐呂間町全域とする。

(報酬)

第6条 実施隊員の報酬は無報酬とする。ただし、第4条により出動した場合は、佐呂間町有害鳥獣捕獲報償金交付規則による報償金を交付する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。